**社会福祉法人協立福祉会　役員等報酬規程**

（目的）

第１条　この規定は、社会福祉法人　協立福祉会（以下「当法人」という）定款第９条及び第２３

　　条の規定に基づき、役員（理事及び監事）及び評議員（以下「役員等」という）の報酬等につ

　いて定めるものとする。

尚、常勤役員については職員の給与規定に準ずるものとする。

（非常勤役員報酬の定義）

第２条　この規定でいう非常勤役員報酬とは、協立福祉会が非常勤役員（理事並びに監事及び評議

員）に対し、その職務執行の対価として支払うものをいう。

（非常勤役員報酬額）

第３条　非常勤役員（理事及び監事）の報酬額は、役員総数で算出した各年度内の総額が2,500,000

円を超えない範囲で以下の通りとする。

　　　理事長　月額100,000円

　　　理　事　（旧）当該会議に出席した都度、10,000円

　　　　　　　（新）年額40,000円

　　　監　事　（旧）当該会議及び監査に出席した都度、12,500円

　　　　　　　（新）年額62,500円

２．評議員の報酬額は、評議員総数で算出した各年度内の総額が500,000円を超えない範囲で

以下の通りとする。

評議員　当該会議に出席した都度、10,000円

（報酬等の支払い）

第４条　役員報酬等の支払いは、以下の通りとする。

　理事長　（旧）毎月口座振替とする。

（新）毎月25日に当人名義の金融機関口座に振り替える。

理事及び監事

　（旧）当該会議出席の都度、現金にて支給する。

　　　　　（新）当該年度の7月に一括して当人名義の金融機関口座に振り替える。

評議員　当該会議に出席した都度、現金にて支給する。

（交通費）

第５条　（旧）非常勤役員が、当該会議等に出席した場合の交通費は実費として以下の金額を支給する。

　　　　（新）非常勤役員並びに評議員が、当該会議等に出席した場合の交通費は実費として現金にて以下の金額を支給する。

公共交通機関利用の場合はその実費。自家用車を利用の場合は往復の距離（ｋｍ）×40円。

（改廃）

第６条　この規程の改廃は、評議員会において行う。

（付則）この規程は、２０１７年４月１日から実施する。

　　　　　　　　　　２０１９年６月１１日（一部変更・報酬総額・支給方法）

２０２０年６月２３日（一部変更・報酬金額）

　　　　　　　　　　２０２１年６月２４日（一部変更・支給方法）